

新	旧	備考
<p>貿易一般保険（2年未満個別保険）の取扱いについて</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00077 沿革 <u>平成29年11月17日</u> 一部改正</p> <p>貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）により保険契約を締結する場合については、下記により取り扱うこととする。</p> <p>記</p>	<p>貿易一般保険（2年未満個別保険）の取扱いについて</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00077 沿革 <u>平成29年10月27日</u> 一部改正</p> <p>貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）により保険契約を締結する場合については、下記により取り扱うこととする。</p> <p>記</p>	
<p>[I] 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等</p> <p>1 基本的取扱事項</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ <u>別紙6に掲げる各品目を輸出貨物等（輸出契約等の輸出貨物又は仲介貿易貨物をいう。）を含む輸出契約等について、当該貨物に係る船積日から当該貨物の代金の最終決済日までの期間（分割して船積みを行う場合にあつては各船積に係る期間をいう。）が18月を超える場合は、保険契約を締結しないこととする。</u></p>	<p>[I] 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等</p> <p>1 基本的取扱事項</p> <p>①～⑨ (略)</p>	
<p>2～9 (略)</p>	<p>2～9 (略)</p>	
<p>[II] (略)</p>	<p>[II] (略)</p>	
<p>附 則 [抄]</p> <p>附 則 [<u>平成29年11月17日</u>]</p> <p>この改正は、<u>平成29年12月18日から実施する。ただし、[I] 1⑩は、平成29年12月31日から適用する。</u></p>	<p>附 則 [抄]</p> <p>附 則 [<u>平成29年9月5日</u>]</p> <p>この改正は、<u>平成29年9月12日から実施する。</u></p>	
<p>[別紙1] ～ [別紙5] (略)</p>	<p>[別紙1] ～ [別紙5] (略)</p>	

新	旧	備考																														
<p data-bbox="114 161 219 193">[別紙6]</p> <p data-bbox="210 256 855 288">WTO協定における農業に関する協定の対象品目</p> <p data-bbox="98 357 972 464">WTO協定における農業に関する協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書1Aの農業に関する協定をいう。）の附属書1に対象産品として掲げる以下の品目</p> <p data-bbox="394 512 649 544">対象品目（HSコード）</p> <table border="1" data-bbox="98 549 965 1458"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="98 549 965 580">(i) 第1類～第24類（ただし、魚及び魚製品を除く。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="98 580 300 624">第1類</td> <td data-bbox="300 580 965 624">動物（生きているものに限る。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="98 624 300 667">第2類</td> <td data-bbox="300 624 965 667">肉及び食用のくず肉</td> </tr> <tr> <td data-bbox="98 667 300 746">第3類</td> <td data-bbox="300 667 965 746">魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物</td> </tr> <tr> <td data-bbox="98 746 300 826">第4類</td> <td data-bbox="300 746 965 826">酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品</td> </tr> <tr> <td data-bbox="98 826 300 869">第5類</td> <td data-bbox="300 826 965 869">動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="98 869 300 949">第6類</td> <td data-bbox="300 869 965 949">生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉</td> </tr> <tr> <td data-bbox="98 949 300 992">第7類</td> <td data-bbox="300 949 965 992">食用の野菜、根及び塊茎</td> </tr> <tr> <td data-bbox="98 992 300 1072">第8類</td> <td data-bbox="300 992 965 1072">食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮</td> </tr> <tr> <td data-bbox="98 1072 300 1115">第9類</td> <td data-bbox="300 1072 965 1115">コーヒー、茶、マテ及び香辛料</td> </tr> <tr> <td data-bbox="98 1115 300 1158">第10類</td> <td data-bbox="300 1115 965 1158">穀物</td> </tr> <tr> <td data-bbox="98 1158 300 1238">第11類</td> <td data-bbox="300 1158 965 1238">穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="98 1238 300 1318">第12類</td> <td data-bbox="300 1238 965 1318">採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物</td> </tr> <tr> <td data-bbox="98 1318 300 1398">第13類</td> <td data-bbox="300 1318 965 1398">ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="98 1398 300 1458">第14類</td> <td data-bbox="300 1398 965 1458">植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品</td> </tr> </tbody> </table>	(i) 第1類～第24類（ただし、魚及び魚製品を除く。）		第1類	動物（生きているものに限る。）	第2類	肉及び食用のくず肉	第3類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	第4類	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	第5類	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）	第6類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉	第7類	食用の野菜、根及び塊茎	第8類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮	第9類	コーヒー、茶、マテ及び香辛料	第10類	穀物	第11類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン	第12類	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物	第13類	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス	第14類	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品		
(i) 第1類～第24類（ただし、魚及び魚製品を除く。）																																
第1類	動物（生きているものに限る。）																															
第2類	肉及び食用のくず肉																															
第3類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物																															
第4類	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品																															
第5類	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）																															
第6類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉																															
第7類	食用の野菜、根及び塊茎																															
第8類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮																															
第9類	コーヒー、茶、マテ及び香辛料																															
第10類	穀物																															
第11類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン																															
第12類	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物																															
第13類	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス																															
第14類	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品																															

新		旧	備考
第15類	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう		
第16類	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品		
第17類	糖類及び砂糖菓子		
第18類	ココア及びその調製品		
第19類	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品		
第20類	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品		
第21類	各種の調製食料品		
第22類	飲料、アルコール及び食酢		
第23類	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料		
第24類	たばこ及び製造たばこ代用品		
(ii) 2905. 43、2905. 44、3301、3501～3505、3809. 10、3823. 60、4101～4103、4301、5001～5003、5101～5103、5201～5203、5301、5302 注：品名は必ずしも網羅的ではない。			
2905. 43	マンニトール		
2905. 44	ソルビトール		
3301	精油		
3501～3505	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤		
3809. 10	仕上剤		
3823. 60	ソルビトール(他の号に該当するものを除く。)		
4101～4103	原皮		
4301	原毛皮		
5001～5003	生糸及び絹のくず		
5101～5103	羊毛その他の獣毛		
5201～5203	実綿、綿のくず及びカードし又はコームした綿		
5301	亜麻		
5302	大麻		
【別表】 (略)		【別表】 (略)	